

第3回 J-クレジット制度運営委員会 議事概要

J-クレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成26年5月7日（水）13：00－14：00

場 所：経済産業省 別館1階 108会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、二宮委員、橋本委員、前田委員、松橋委員、丸山委員、宮城委員

事務局：

経済産業省：小見山室長、森川課長補佐

環境省：川上室長、伊藤室長補佐

農林水産省：作田室長、松下課長補佐

林野庁：牧野課長補佐

1. 新規方法論の策定及びそれに伴う制度文書の改定に関する審議

- ・新規方法論 WA-002（食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更）について事務局より説明。審議の結果、委員からの指摘事項を反映することを条件に新規方法論を承認した。

2. 森林吸収に関する制度文書の改定に関する審議

- ・森林吸収に関する制度文書の改定について事務局より説明。審議の結果、提案された改定を承認した。

3. その他方法論及び制度文書の改定に関する審議

- ・その他方法論及び制度文書の改定について事務局より説明。審議の結果、方法論 EN-R-001（バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替）については委員からの指摘を反映することを条件に、その他の審議事項は修正なしで制度文書の改定を承認した。

4. 平成25年度認証委員会実績（報告）

- ・平成25年度のプロジェクト登録状況について事務局より報告した。

5. J-クレジットの温対法上の取扱いについて（報告）

- ・温対法におけるJ-クレジットの取扱いについて事務局より報告した。

6. J-クレジットの取引に係る税務上の取扱いについて（報告）

- ・J-クレジットの取引に係る税制上の取扱いについて事務局より報告した。

7. 英語版制度文書等について（報告）

- ・J-クレジット制度の制度文書等の英語版作成状況について事務局より報告した。

8. その他

- ・今後のスケジュールについて事務局から説明した。

9. 委員の発言及び質疑

<新規方法論の策定及びそれに伴う制度文書の改定に関する審議>

(橋本委員)

- ・方法論の説明図の枠囲いの文章及び適用条件 5 の説明部分における「排出削減量が正に転じる時点から」という表現は「排出削減量の累積が正に転じる時点から」などの方が正確。モニタリグ・算定規定の改定における表現とも整合させるべき。
- ・プロジェクト実施後の主要排出量の算定における(式 3)及び(式 6)で、プロジェクト実施後の主要排出量の記号を $EM_{PJ, M}$ としているが、排出される温室効果ガスは CH₄ と N₂O の 2 種類があるため、 EM_{PJ, M, CH_4} 等それぞれ区別できる記号とすべきではないか。
- ・ベースライン排出量の算定について、埋立地においてメタンの回収措置を実施している場合は、ベースラインの排出量から除外すべきではないか。インベントリと整合させておくべき。
- ・ベースライン排出量の算定における(式 18)で提示されている $W_{PJ, i, y-1}$ の算定式を方法論に追記する必要があるのではないか。インベントリと整合させておくべき。
- ・係数のモニタリングにおいて、廃棄物の堆肥化に伴う CH₄ 及び N₂O の排出係数は日本国温室効果ガスインベントリ報告書記載のデフォルト値を利用することと規定しており、P18<※3>においては、廃棄物部門で設定されている排出係数を一律に適用するように読める。インベントリでは、家畜のふん尿に係る排出係数は農業部門で設定されているため、それぞれ該当する排出係数を引用すべきではないか。

(事務局 (経済産業省))

- ・ $W_{PJ, i, y-1}$ の算定式は検討事項とし、その他の指摘事項については御指摘どおり修正を行う。

<森林吸収に関する制度文書の改定に関する審議>

(大塚委員)

- ・年度の開始日に有効な森林施業計画又は森林経営計画が存在しない場合でも、認証開始日をプロジェクト開始日の含まれる年度の開始日とできる「正当な理由」とは具体的にはどのようなものか。

(事務局 (経済産業省))

- ・例えば、東日本大震災のような自然災害等によって森林経営計画の認証が遅延した場合等を想定している。

(二宮委員)

- ・「正当な理由」の判断は、都度制度管理者が行うということか。

(事務局 (経済産業省))

- ・「正当な理由」の判断は、一次的には審査機関が行い、その後事務局が確認、認証委員会での審議結果を踏まえて、制度管理者が最終的に判断を行う。

<その他方法論及び制度文書の改定に関する審議>

1. 実施規程における追加性に関する制度文書改定について

(前田委員)

- ・実施規程(プロジェクト実施者向け)の追加性について、投資回収年数算定に用いる燃料単

価が著しく低い場合はプロジェクト実施前の燃料単価として、新たに購入する場合の適切な単価を用いることとしているが、「著しく低い」の基準を明確にすべきではないか。

(事務局 (経済産業省))

- ・御指摘のとおり。一方で、事例が積み上がらないうちは明確な基準を決定するのが難しいのが現状。

(新美委員長)

- ・燃料単価は市場動向が影響するため、この場で明確な基準を設定するというよりは、制度運営を進める中で検討していけばよいのではないか。

(二宮委員)

- ・燃料単価が「著しく低い」という判断も、審査機関が一次的に行うという理解でよいか。

(事務局 (経済産業省))

- ・御理解のとおり。投資回収年数の算定に係る事項であるため、妥当性確認の際に審査機関が確認を行うこととなる。

3. その他方法論の改定について

(橋本委員)

- ・方法論 EN-R-001 (バイオマス固形燃料 (木質バイオマス) による化石燃料又は系統電力の代替) の適用条件 1 の記載「(略) 化石燃料若しくは系統電力を代替する又はバイオマス固形燃料で発電された電力が系統電力等を代替すること。」の前者の系統電力と後者の系統電力とは意味が異なるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・前者は、対象設備で消費される系統電力をバイオマス固形燃料で代替するもの、後者はバイオマス固形燃料で発電した電気で系統電力を代替するものである。

(新美委員長)

- ・前者と後者が異なるものであることを分かりやすくするために、「(略) 化石燃料若しくは系統電力を代替すること又は (以下略)」としてはどうか。

(事務局 (経済産業省))

- ・御指摘のとおり修正する。

<平成25年度認証委員会実績 (報告) >

(宮城委員)

- ・プロジェクト登録状況について、特徴的な新規案件があった場合は運営委員会においても概要を紹介して欲しい。また、プロジェクトの申請・登録状況についても推移が分かるように整理してもらえれば、制度が実際にどのように進捗しているかを把握できる。

(事務局 (経済産業省))

- ・次回以降、可能な限り御要望頂いた形で資料作成を行う。

<J-クレジットの温対法上の取扱いについて（報告）>

（大塚委員）

- ・大企業の記載に関連して、従来の自主行動計画（2013年度以降は低炭素社会実行計画）と温対法の報告義務を負う企業は必ずしも一致するわけではないと思うが、そのあたりの説明をお願いしたい。

（事務局（経済産業省））

- ・温対法の報告義務は、自主行動計画、低炭素社会実行計画への参加の有無に関わらず、温室効果ガスの排出量によって決まる。国内クレジット制度では自主行動計画への参加企業はクレジットの発行ができなかったが、J-クレジット制度となり、低炭素社会実行計画の参加企業もクレジット発行ができるようになったことから、ダブルカウントの対象となる企業が増加することが見込まれるため、ダブルカウントを防止する措置がより必要になったという背景がある。

<英語版制度文書等について（報告）>

（二宮委員）

- ・代表的な方法論を1~2つでよいので、概要だけではなく本文の翻訳もぜひ行っていただきたい。

（事務局（経済産業省））

- ・御意見を踏まえ、翻訳する方法論を検討したい。

以上
文責：事務局